

ると、議会に新局面をひらくものとしてまず普選運動は評価されたのである（大正八年二月一日付）。

さらに、普選運動が大衆的運動としてのひろがりを見せてくると、『横浜貿易新報』は選挙権拡張論から普選論へと転回をはじめた。「普通選挙の主張は、今や動かすべからざる大勢力」となった以上、漸進の名にかくれた「姑息の選挙権拡張」は時代の思潮の要求にもなわれない。とくに原内閣の行おうとしているのは「偏に農村に対する選挙権の拡張にして、都会市民には全然没交渉なる選挙法の改正」で不公平なものである。内閣は「普通選挙を提げて臨む」か、あるいは「今期議会に不徹底なる改正案を提出するを要せず」、選挙法改正の審議を延期すべしと主張した（大正八年二月四日付）。普通選挙運動の大衆的展開が一九一八年末までの選挙権拡張論から普選承認論へ、二か月たらずの間に『横浜貿易新報』の論調を変えさせていったのである。

ところで、この第四十一議會の下での普選運動は、首都東京でのみ行われたわけではない。東京以外の、大阪・京都・名古屋・神戸といった主要都市のみならず、仙台・岡山・広島・盛岡・呉などといった地方の主要都市にまで拡大し、運動が全国的な規模にまで達したことに特徴があった（前掲松尾論文）。ところが県下では、第四十一議會下では普選運動の展開はみられない。その原因は次の点にあったと考えられる。まず第一に、この時期の普選運動の重要な担い手の一つであった友愛会の県下の支部は、前述のようにすでに衰退過程にはいつていた。しかも、友愛会以外に労働団体が簇生してくるのは、ILO労働代表選出問題をめぐって一九一九年の春以降のことである。したがって県下の労働団体の組織については、第四十一議會下では、それはいわば空白に近い状態にあった。第二に、都市中間層を組織するような普選派政治家のうごきが、きわめて弱かったことである。たとえば、憲政会の普選派として会合している代議士のなかには、神奈川県選出の島田三郎や、小泉又次郎などの名前をみいだすことができる。しかし、かれらはこの時には、党議にしばられて普選運動のイニシアチブを県下でと

ろうとはしなかった。二月二十四日に憲政会の横浜支部の評議員会がひらかれている。そこでは戸井嘉作・小泉又次郎の二人の代議士が出席し、中央政界に関する現状報告を行っているが、「選挙法改正問題に就ては党議を尊重するに決し」て解散したのである（『横浜貿易新報』大正八年二月二十五日付）。

**労働団体に** このように県下の普選運動の出足はあくれたのであるが、第四十二議会にむかって全国的な普選運動の波がよる**普選運動** 一層たかまるのにかさなって、一九一九年秋から運動が展開されることになる。第一次大戦後における普選

運動の県下でのもっとも早い動きは、十月十九日に平塚町でひらかれた演説会であろうと思われる。同町の旭座で行われた「普通選挙と労働問題演説会」には、前代議士山宮藤吉が「人権平等」と題し、法学士山口作二郎が、労働ならびに資本家問題について演説し、最後に、この年に立憲労働義会を設立した蔵原惟郭が、労働問題と普通選挙について演説し、聴衆に多大の感慨を与えて盛会のうちに散会した（『横浜貿易新報』大正八年十月二十一日付）。

普選が世論の一般的要求となり、議会では野党が普通選挙法案を提出した第四十二議会のもとにおける県下の普選運動の大きな担い手は、労働団体であった。議会が再開され、大衆的な普選運動が展開されはじめた一九二〇（大正九）年一月中旬、横浜市友愛会海員部が普選実現の大示威運動を計画中と伝えられた（『横浜貿易新報』一月十八日付）。それは、友愛会を中心に普選期成治警撤廃関東労働連盟が主催して二月十一日に大示威運動を東京で行うが、これに対し友愛会海員部でも昼は旗行列、夜は提灯行列の示威運動を浜田国太郎以下の幹部で計画・協議中であり、これが実行されると「当市に於ける普選運動は蓋し之を以て嚆矢」とする、というのである。この横浜における示威運動の計画は結局実行されず、東京における運動に合流したものとと思われる。

また、三浦郡田浦町にあった横須賀海軍工廠造兵部の労働者によって組織された、労働団体啓進会も普選運動を試みてい



通選挙促進の秋」と、鶴崎鷺城が「労働政策と普通選挙」と題して行い、十一時に散会となった。会場には、憲兵をはじめ警察官、「軍法会議の面々」が臨席傍聴し、ものものしい印象を与えていたが、そのような雰囲気にもかかわらず工廠製図課の女工二名が静かに束髪姿で講演に聞きいつていた（同前六六）。それは、普通選挙運動を通じて、権利へのめざめをはじめた民衆の姿を象徴するかのようであった。

第四十二議會は、二月二十六日に普通法案を討議中に解散となった。政局の焦点は総選挙に移っていったが、労働団体による普通演説会がこれ以降も県下でひらかれている。横浜港の仲仕によって組織された横浜仲仕同盟会は、会則で「立憲労働党ニ団体的加盟」をうたった組織であった（同前二五）。山口正憲を総理とし、国家主義・協調主義を標榜するその立憲労働党の横支部は、四月四日に横浜公園で普通大会を開催することを決定し、山口のほか、永井柳太郎らが演説する予定になっていた（『横浜貿易新報』大正九年三月三十一日付）。横浜仲仕同盟会は、総選挙後にひらかれた第四十三臨時議會に対応し、七月六日も演説会をひらいている。横浜市内若葉亭でひらかれたこの演説会では、仲仕同盟会理事六戸定治が「労働法案」、理事長池田義久が「瞞着政治禍」、紫成会加藤理事長が「普選の要求」と題して演説し、東京からは日本交通労働組合理事多田満四郎や山口正憲が応援演説にかけつけた。会は、尼港問題にも関連しながら、「挙国一致国務を進行せん為め飽迄普通選挙断行を迫り原内閣を弾劾す」との宣言を採択し、盛況のなかで終わった（『横浜貿易新報』大正九年七月八日付）。

また、関東労働革新会は、五月十五日に、三浦郡田浦町の劇場船越館で、普通選挙の大演説会をひらいている。関東労働革新会の会長山本延寿は、壊滅させられた横須賀海軍工廠長浦造兵部啓進会の発起人で理事長にはかならない。またこの演説会には、憲政会の議員小泉次郎、三木武吉が弁士として演説していた（同前大正九年五月十六日付）。

こうしてみると、一九一九〜二〇年における神奈川県下の労働団体の普通選挙運動の特徴は、一つには軍工廠の労働者の動きが

めだっていることである。国家資本の大経営工場で軍需品生産にたずさわっていた軍工廠労働者は、国家や政治に対する関心が相対的に強く、普選運動にひきよせられたのであろうか。また、もう一つ、県下の普選運動を行った労働団体は、労働組合としての性格をまだ明確にもっていないような組織であったことも特徴といつてよい。この時期に急速に設立された労働団体は、修養機関的な性格や労資協調主義を、あるいは横浜仲仕同盟会のように国家主義的性格すらもちながら、普選の実現を叫んだのである。それは労働組合が組織されはじめた、そのゆりかごの時代の特徴であったが、こうした団体すら普選運動に取り組みるところに、この運動の大衆的ひろがり、政治的権利意識の形成が示されていたのである。

### 憲政派の普選運動

これに対し、政党の側からの普選運動はどのように展開されたのであろうか。前年の第四十一議会では、第四十二議会には普選法案の提出にふみきった。もっとも憲政会の普選法案は、満二十五歳以上の男子で「独立ノ生計」を営む者を有権者とするという、いわゆる独立生計条項をもっているという点でまだ不十分なものであった。しかし、党としてとにかく普選法案の提出にふみきったために、県下でも憲政会派の政党员らによる普選運動のうごきが始まる。

まず普選運動が全国的に活発化してきた二月上旬に橋樹郡で憲政会員による普選演説会が計画されていると伝えられた(『横浜貿易新報』大正九年二月四日付)。それによれば、憲政会員小野重行、五十嵐喜三郎や鶴見在住の文学博士荻野万之助らが主催し、川崎町の橋劇場に東京から尾崎行雄らを弁士として招いて演説会をひらくべく計画中というのである。

この演説会が実行されたかどうか確認することはできないが、二月の下旬には横浜市で憲政派の主催で、「普通選挙促進演説会」がひらかれた。二十三日、松ヶ枝町角力常設館で会主を山下精吾としてひらかれたこの演説会には市民がぞくぞくとつめかけた。午後六時の開会にもかかわらず、聴衆は二時ごろから会場につめかけ、四時に木戸をひらくとワットときの声をあ

げて入口に殺到し、五時には階上階下とも立錐の余地もなく、天井にまで鈴なりになるほどの大入り満員となって、入場者七千名と称せられたのである。弁士として登壇したのは、憲政会議員戸井嘉作、横浜貿易新報社長三宅馨、横浜毎朝新報社長牧内元太郎、憲政会議員島田三郎であった。演説では「普通選挙に反対する者は民衆の敵である」「納税額の有無に依って其性の高下を判断するが如き政府政友会の愚や言語同断」と反政友会気分をありたて、普通選挙は明治天皇による「御誓文の五か条」を延長したものであるとして、「聖旨」に普通選挙の正当性の根拠が求められていた。また、物価問題やシベリア出兵問題を取りあげ、内政外交における原内閣の失政が指摘され、普通選挙によって議会の内に国民の声を送られてはじめて真に改造された内閣ができると叫ばれた。聴衆もまた「国賊政友会を倒せ」と熱狂し、島田三郎は「島田先生万歳」の声につつまれた(資料編13近代・現代(3)一七)。

この演説会は大規模であり、熱狂的であったが、第四十二議會下の憲政派による横浜での普通選挙演説会はこれ一回であり、野党が普通選挙運動に継続的、組織的に取り組んだとはいいがたかったといえよう。

ところで、政党の普通選挙運動とはことなるが、普通選挙運動に関連して新聞紙面をにぎわした県下の事件を紹介しておこう。三月七日のことである。一九一九年につくられ、普通選挙運動で活発な行動を示していた青年団体、青年改造連盟の西岡竹次郎ら七名は、ひそかに東京を出発、国府津駅でおちあい、そこから二台の自動車に分乗して小田原町へむかった。別荘の古希庵にいる元老山県有朋を訪問面会するためである。自動車で乗りつけた一行を政府要路の大官とまちがえて、はじめ丁重に出迎えた古希庵側では、青年改造連盟の一行とわかって大あわてとなった。山県有朋との面会は病気を理由に拒絶したものの、小田原に投宿し再び訪問するとの一行のあいさつに「公爵邸にては大に困却」と報道されている。警察は、一行を警察犯処罰令によって拘束しようとしたが抗議されて釈放せざるをえず、青年改造連盟の一行は十一日、小田原町の御幸座に「山県公訪問顛末の

演説会」をひらいた。国府津・箱根間に自動車でピラまきをおこなったこの珍妙な演説会は、人気を呼んで二千余名の聴衆があったという（『横浜貿易新報』大正九年三月八日・十三日付）。このエピソードとその報道のしかたのなかに、元老の權威の凋落ちようらくのありさまと、普選運動に意気あがる青年たちの傍若無人の行動ぶりがうかがえ、この時期の雰囲気もぎょうきの一端が伝わってくる。

### 総選挙と普選問題

第四十二議会は解散となり、第十四回総選挙が行われた。第四十一議会で行われた選挙法改正によって小選挙区制を実現した政友会は、それによって、二百七十八議席を獲得するという大勝利をえた。しかし、横浜市・横須賀市という都市部をふくみ、反政友派の強い神奈川県では、当選議員は憲政会六名、政友会四名という結果で、憲政会の優位がつづくことになる。この選挙戦では、全国的にみると政友会が、普選に危険思想説をひっさげ逆攻勢に転じ、野党側には普選問題で政府に対決しようとする姿勢が弱かった。しかし、都市部では、普選要求は根づよく、普選団体は、普選支持候補者の運動に奔走し、市部においては野党の勝利となった（松尾尊允「第一次大戦後の普選運動」『大正期の政治と社会』）。

神奈川県下でも、この選挙戦においては都市部で新しい動向がみられた。憲政会の候補者に対し、普選問題を政策上の焦点として労働団体内の勢力が支援の態度を明らかにするという現象である。横須賀市を区域とする神奈川県第二区には、定員一名のところ政友会一名、憲政会二名の候補者が立候補する激戦となり、当落を決する鍵は横須賀海軍工廠内の投票にあるとみられ、各派ともその獲得に必死の状態となった。横須賀海軍工廠の労働者によって、一九〇九年以来組織されてきた共済・修養機関的団体である工友会の「有志多数」によって四月二十五日、要旨、次のような決議がなされた。「普通選挙、労働問題、其他の政策にして所見の合致を見るは独り小泉氏あるのみなれば吾人は此意義に於て極力小泉氏を応援其当選を期すべし、同氏の当選は即ち吾人の真意志を伝ふべき一大鎖鑰さくわならずんば非ず」。前にもふれたように小泉又次郎は憲政会の普選派代議士

であり、その小泉のもとにこの決議文は送られたという（『横浜貿易新報』大正九年四月十七日付）。工友会内部の一勢力が、普選・労働問題などの政策をとりあげながら、憲政会の小泉派の選挙運動と結びついていたことは疑いないところである。

また、久良岐郡・橋樹郡・都筑郡からなる神奈川第三区は、一議席を政友会・憲政会の一騎うちで争う激戦となった選挙区であった。ここでは、橋樹郡町田村にある浅野造船所の社員および職工によって組織されていた浅野工友会が、憲政会の公認候補小野重行を支持して選挙運動を行った。浅野工友会は、造船部長安藤作太郎を会長とするような「縦断組合」的な体制をとった労資協調主義的労働団体であるが、会長の安藤は、候補者小野重行の推薦者となり、副会長や十五名の理事ら全役員が運動員となって大活動をした。その理由は、浅野工友会役員によって決議されたところによると「元来普通選挙は労働階級の権利を伸張する唯一の途なるに横暴なる政府は此提案を受けて非立憲なる議会解散を行ひたる者なれば今回の選挙に際しては政府の与党たる政友会の候補者には一票をも投ずべからず」というものである。こうして浅野工友会役員は各工場にむかって選挙運動を展開した（同前大正九年四月三十日付）。

横廠工友会も浅野工友会も、労働組合とはよべない労資協調的な労働団体で、また普選運動に参加したともいえない組織である。したがって神奈川県の場合、普選運動を推進した組織が総選挙で普選派の候補者を支持応援したというようにみるわけにはいかない。しかし、普選問題が政策上の争点として登場させられたことによって、労資協調的な労働団体が、普選派議員と、とくに神奈川の場合憲政会系の勢力とのむすびつきを形成していく傾向はみられたといえてよいであろう。

## 二 一九二二年から二三年の普選運動

## 普選運動の再高揚

都市部では普選派が優位をえたとはいっても、第十四回総選挙の結果は、政友会が衆議院の絶対多数を獲得することとなったのであり、それは普選運動の発展に冷水をあげせかける効果をもっていた。第四次十三議会、第四十四議会と普選法案は政友会の絶対多数の前に一蹴され、議会外の大衆運動も下火となった。普選運動が低迷状態におちいった大きな原因の一つは、野党第一党の憲政会が独立生計条項に固執し、国民党や無所属議員たちと一致できなかったことにある。議会は政友会が絶対多数をしめているうえに、野党側はそれぞれバラバラに普選法案を提出するありさまで、普選派は迫力のある運動を展開できなかったのである。

ところが第四十五議会を前にした一九二一年（大正十）年十二月、憲政会はようやく独立生計条項の削除にふみきった。党下部からの、この条項の削除と統一普選法案提出の要求がおさえがたいものになったからである。

憲政会が独立生計条項をけずったことにより、普選派はよみがえったようになり、野党各派の統一普選法案が作成され、議会提出されることになった。それとともに院外の普選運動も一九二二年春からふたたび高揚をはじめた。東京では、一月二十三日に普選断行大会がひらかれ、二月には、五日、十一日、十九日、「普選デー」とされて民衆大会がひらかれる。二十三日の普選案上程日には数万の民衆が日比谷公園付近に集まり警官と衝突するにいたった。この時期、普選運動は全国各地でも展開され、関西では、五十一の参加団体を数えることとなる西日本普選大連合が、前代議士今井嘉幸を中心として結成される。下層の中小資本家や小ブルジョア層によって構成される市民的政治結社を中心的な担い手として、一部の労働組合・農民組合

を含みこんで、一九二二年からの普選運動が展開されることとなったのである（松尾尊允「政党政治の発展」『岩波講座日本歴史』19）。また、新聞記者が新聞紙上で普選を主張するだけでなく、普選派と協力し、各種の大会をひらき、あるいは共同宣言を行うなどの実行運動にのりだした。こうした普選運動の展開の中で、野党、とりわけ憲政会がしだいに運動の指導権をにぎりはじめ、その支持基盤を拡大しようとするようになっていくのである。

**横須賀での普選運動** 神奈川県下で、一九二二年の普選運動の口火を切ったのは、憲政会の有力な地盤となっていた横須賀市での政談

「断行演説会」がひらかれた。従来、演説会には、入場券・招待券を発行し入場者数を限定していたが、今回はそれを発行せず誰でも傍聴無料ということにして行われたのである。五時開会という予定にもかかわらず、午後一時には、もう弁当持参で傍聴人がおしよけてくる。開会を一時間はやめて四時とすることになると、横須賀海軍工廠の労働者が四時半に退廠してからも入場できるか、できなければ席を二千人分ぐらいあけておいてほしいなどという交渉があったりして、開会前から大にぎわいとなった。開会されて、市議員や横浜貿易新報社社員などの演説が終わった午後五時、軍工廠の退出時間となるとともにさらに聴衆がおしよけてきた。すでにおおかた満員となっていた場内に入りこみ、階上階下ともかんづめとなって舞台演壇の周囲までとりまき、さらに表木戸からの入場がさしとめられると、裏の塀を乗り越え楽屋の窓ガラスを破ってはいりこみ、楽屋から囃子<sup>はやし</sup>方の席までうめつくされて、入場者総数は七千余名と称された。弁士として登場したのは、小泉次郎、中野寅吉、三木武吉、下岡忠治、永井柳太郎の憲政会代議士である。かれらは、綱紀・治安・財政・外交などの諸問題における政友会内閣の失政を非難し、普選断行をとなえた。その論理は一言でいえば「普通選挙に到っては綱紀紊乱も外交失敗も皆此法に依らざるが故に起るもので政界の廓清を期する独り之れあるのみ」とするものであった（『横浜貿易新報』大正十一年二月十六日・十八

日付、資料編 13 近代・現代(3) 九〇。

横須賀からは、この演説会のあと、普選法案の議会上程日である二十三日にあわせて、議会請願の上京者が送られている。まず横須賀海軍工廠の労働者は、「院外応援の爲め二十一日各工場で相談会を開いた結果工場毎に代表者を出すこととなり総員四十余名は二十三日午前請願書を携へて大挙上京」した。また「横須賀立憲青年党の幹部たる市会議員松本為吉同一本信太郎外四十余名も同様の目的にて上京」した(資料編 13 近代・現代(3) 三〇)。横須賀立憲青年党とはどのような性格の組織であるのか不詳であるが、市議一本信太郎は十七日の演説会でも弁士として登壇しており、憲政会と連携のある政社の一つであることはまちがいないであろう。横須賀市の普選運動の動向は、横須賀海軍工廠の労働者や、市議を幹部とする地方政社などを動員しながら憲政会の主導権のもとで展開しはじめていったとみられる。

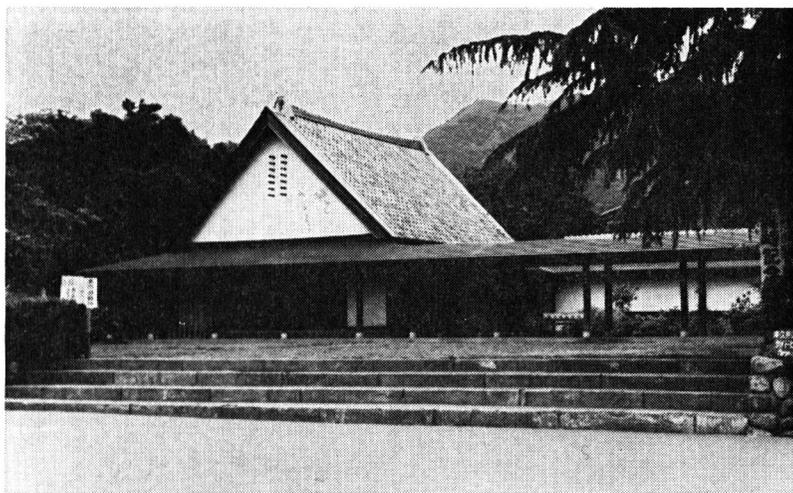
### 横浜の普選

一方、横浜では二月十九日に普選大会がひらかれた。この集会を計画・主催したのは、京浜新聞・通信十六社——横浜通信、万朝報、国民新聞、中外新報、横浜貿易新報、やまと新聞、東京毎夕新聞、東京毎日電報、

### 断行市民大会

横浜毎朝新報、報知新聞、東京朝日新聞、都新聞、内外通信、時事新報、東京日日新聞、読売新聞——であった。集会は最初は横浜公園における屋外集会として計画されたのであるが、県警察部は「警察力の不足」を理由として屋外集会の禁止を命令した。そこで、横浜公園内社交倶楽部で午前中から普選断行大懇親会を開き、午後は社交倶楽部と公園内の二か所の茶亭を会場とし、何人も参加自由として普選大会が開催されることになったのである。

日曜日であった十九日、横浜公園では朝から花火が打上げられて景気をおおき、三台の自動車に分乗した宣伝隊が、十五万枚のピラを市内にまきちらした。午前十一時五十分、東京日日横浜支局長新屋茂樹の司会ではじまった懇親会は、横浜通信社長日比野重郎が開会の辞を述べ、報知横浜支局長国分邦彦が「吾人は今期議會を督励して普通選挙の即時断行を期すると同時



尾崎行雄の故郷津久井町に建つ尾崎記念館

県史編集室蔵

に之れを阻止する現内閣の如きは速に其の更迭を期す」との決議と宣言を普選断行横浜市民大会の名で朗読、可決し、横浜毎朝社長牧内元太郎の発声で万歳を三唱して演説会に移っていった。演説会は社交倶楽部内で、その玄関前で、そして公園内の二か所の茶亭内外で行われ、聴衆がつめかけた。主催者となった新聞・通信社の人間以外で、弁士として登壇したのは、憲政会の森田茂・横山金太郎、国民党の清瀬一郎・砂田重政、無所属の尾崎行雄である。横浜の新聞記者の主催する集会というところで、統一普選法案に賛成する野党各派から議員が弁士として登場することになったわけである。もっとも人気が高かったのは尾崎行雄であった。彼が登壇すると「憲政の神」「普選の神」と声がかかり、演説が終わると「尾崎先生万歳」という叫びがおこった。この普選断行横浜市民大会のスターであったわけである。

各会場には三千名といわれる聴衆がつめかけていた。「羽織袴の八字髭」に「印<sup>しも</sup>絆<sup>ばん</sup>纏<sup>てん</sup>の職人」、市電従業員から学生、「商社会社の女事務員」といった幅ひろい諸階層の参加があり、「男子と打ち交って多数の妙齡の婦女子も熱心にこの大演説を聴取する」のが見うけられたのである。演説会場では、聴衆が飛び入りで登壇する五分間演説も行われ、そのな

かには横浜仲仕同盟会や神奈川立憲青年党を代表して演説する者もあった。普選断行大懇親会の計画が新聞紙上に発表されると「団体としても多数の申込みがあつたといわれていることからみて、新聞・通信社主催の市民大会という性格が、普選を支持する小組織の参加の動きをよびおこしたのであろう。こうして、普選断行横浜市民大会は、横浜における普選運動を活性化させる大きなきっかけとなったのである（『横浜貿易新報』大正十一年二月十八日（二十日付））。

普選法案の上程とともに議会請願の動きも活発になっていったようである。中郡平塚町でも、有志二十三名が発起人となって陳情書に町民の調印を求め、有志が上京して普選選挙請願を行うと伝えられ（同前 大正十一年二月二十日付）、横浜からも「神奈川県立憲青年党十五名が常任幹事鶴島三郎、幹事長児玉兼吉の両氏に率ゐられて上京」（同前 二月二十三日付）と報道された。児玉兼吉は、一九一九年に立憲労働党横浜支部の創立委員長であった人物であり、立憲青年党は横浜仲仕同盟会とのつながりをもった存在であったと考えられる。また、二月二十七日は、日本海員組合横浜支部や郵司同友会などの船員の代表として、浜田国太郎海員組合横浜支部長以下二十名が上京し、日章旗と労働組合旗を先頭にたてて憲政会本部をへて議会にまわり、二千余通の請願書を提出した（水野石溪『普選運動血涙史』）。こうして、県下の普選運動は、新聞記者の動きを一つの結び目としながら、憲政会系の勢力、普選団体、労働団体の連絡をもった動きをつくりだして、新しい高揚をむかえたのである。

**一九二三年** 第四十五議会でも普選法案は政友会によって否決された。しかし、その反対理由は普選＝危険思想から時期尚早論へと変化していった。普選実現は圧倒的世論になっていたのである。次の第四十六議会においても普選断

行を要求する運動は高揚した。とくに新聞記者の運動はさらに活発となった。東京では一九二三（大正十二年一月二十日）に、普選即行全国記者同盟大会がひらかれる。



衆議院における島田三郎普選演説

平野不二男氏蔵

この年の県下の普選運動は、横浜において、新聞記者らによってつくられた横浜普選記者聯盟、県会議員・市会議員を中心とする横浜普選即行団、そして横浜青年普選聯盟の三者によって行われた。まず二月十七日に、社交倶楽部で、横浜普選記者聯盟と横浜普選即行団との合同主催で、横浜普選大会がひらかれた。これは参加者二百五十名であり、いわば横浜の普選運動活動家の集会である。大会は、横浜貿易新報社社長の三宅磐の演説を中心として進められ、宣言と「一 吾人はあらゆる立憲的手段により今期議会に普選の実現を期す、一 普選に反対する者は国民の公敵と認め将来断じて一切の公職に選挙せず」との決議を横浜普選大会の名で採択し、東京での示威運動になるべく多数参加することを申し合わせた。この大会で注目されるのは、大会のあとの懇親会で行われた五分間演説である。まず第一に、市会議員や弁護士とならんで各社の一般記者がさかんに演説を行っているのである。横浜における普選運動のリーダーシップにおいて、代議士や支局長・社長といったクラスから市議や一般記者のレベルの人びとが積極的な役割を果すようになってきたと思われる。第二に、この五分間演説には、立憲青年党の児玉兼吉、仲仕同盟会理事の穴戸忠行<sup>アノ</sup>、海員組合の清水繁造が参加している。かれ

らは、記者聯盟や即行団と結びつきながら普選運動に一層力をいれていたのである（『横浜貿易新報』大正十二年二月十八日付）。普選記者聯盟と普選即行団は、この普選大会の報告をかねて二十一日、普選大演説会を開催した。会場は市内の角力常設館で、定員六千人と称せられる会場は、開会時刻の五時以前に満員となった。弁士として登場したのは、記者聯盟から各社支局長・社長クラスの人びとが、即行団から市會議員・県會議員がそれぞれ五、六名ずつ登壇し、東京普選記者同盟から応援弁士として都新聞記者大谷誠夫が出席した。この年も演説会という形式で大衆集會が行われたのである。

だが、この年の神奈川の普選運動で、異彩を放ったのは、横浜青年普選聯盟による普選民衆大会である。日本海員組合横浜支部、横浜仲仕同盟会、神奈川立憲青年党らは、青年団の一部を加え、横浜青年普選聯盟を名のり、二十二日横浜公園に民衆大会を主催した。正午からはじまった大会は、参加者五千名と称され、各団体の旗がひるがえっていた。開会の辞は、かつて友愛会横浜出張所の責任者であった板倉定四郎が述べ、座長に浜田国太郎がなり、宣言を海員組合の大道寺謙吉が、決議を立憲青年党の鶴島三郎が朗読、採択して演説会に移った。代議士尾崎行雄・湯浅凡平が演説し、仲仕同盟会の宍戸定治、立憲青年党の児玉兼吉、普選記者聯盟の宮城藤平・日比野重郎・国分邦彦なども弁士として登場した。参加者は午後四時に演説会をおわると、楽隊・自動車を先頭にして数十本の旗を押し立てて、普選歌を高唱しながら、横浜公園から本町通りに出て、馬車道、伊勢佐木町をへてお三の宮まで示威行列を行った。これは県下の普選運動における最初で最後の屋外集會であり、デモ行進であった（同前大正十二年二月二十日・二十三日付）。この民衆大会は労働団体を主力としていた。しかし、その宣言が、普選即行の根柢を「先帝夙に万機公論に決するを以て政治の原則と定め」たことにもとめていた一事でもあきらかなように、大会は労働団体による運動としての独自性をおびていたわけではなかった。演説においても中心は尾崎行雄であり、普選記者聯盟の応援をえたものであった。それらは、これらの労働団体が、労資協動的・国家主義的な性格をもった存在であったことから

る当然の結果であるが、こうした限界にもかかわらず、神奈川県下の普選運動も労働団体による独自の動きが成立してきたと評価できよう。

普選法宣傳件

国民多年熱望セシ普通選挙ハ彌々末  
三月二十日ヲ以テ施行ナル事ト相成  
候ニ就テ、此ノ意義アル大切ナ新選挙  
法趣旨ニ就キ講演致度候条御祭忙  
中万障御差繰上宗ル二月十一日午  
前九時南足柄小学校ニ御参集相成  
度御茶内申上候  
退而出席際此状交付ニ御示破成下度候  
昭和三年二月五日

市橋甚多和殿

私田警察署長  
警部 工藤 友和  
南足柄村長 井上 宗環

普選実施がきまったあとの普選法宣伝の案内

高橋忠雄氏蔵

県下の普選 運動の特徴点 この年、関東大震災のさなかに組閣された山本権  
九年から二三年まで展開されてきた普選運動は、その課題を達成す  
る。神奈川県下で展開された普選運動の特徴を考えてみると次のよ  
うにまとめることができよう。第一に、県下の普選運動の中心とな  
っていた地域は、横浜市と横須賀市であった。これは普選運動が都  
市部を中心とする運動であったことからみて少しも不思議ではな  
い。ただ、この地域に、憲政会の勢力が強力であったことと、東京  
に近接しているという地理的条件は、運動のあり方に大きな影響を  
与えたように思われる。すなわち、それは地域に根ざした自発的な  
普選団体による運動の展開には阻害的な条件として働いたといえよ  
う。横浜・横須賀には都市中間層や労働者が多数存在しており、普  
選要求のエネルギーも強かった。しかし、それらのエネルギーのか  
なりの部分は憲政会系勢力の演説会によって吸収され、東京での議  
会請願に動員されることによって解消されたように思われる。一方

における演説会の大盛況、他方で普選団体の数の少なさという現象は、それを示していると考えられよう。

こうした問題を克服する方向は、一九二二年以後の運動の中ででてきた。横浜普選記者聯盟の成立につながる新聞記者たちの動きは、都市中間層の結集につながり、労働者の普選要求は労資協調的な労働団体の普選運動への参加という形で表現されはじめたといつてよい。それは普選実現の要求が、県下の地域自体に根づきはじめてことを示していた。こうして、政治的権利の平等を要求する意識は、国家主義的な論理にたよるような限界や問題点をもちつつ、民衆に定着しつつあった。一九二三年三月、足柄下郡の在郷軍人会の聯合分会の総会で、「現役を終えた在郷軍人に選挙権を与へよ」との決議がなされ、当局に陳情することになった事件にもそれはうかがえよう（『横浜貿易新報』大正十二年三月十七日付）。県下の普選運動の、カンパニアとしての規模の大きさと、系統性・持続性の少なさという現象は、以上のように理解でき、また、その克服の動きも進みつつあったと思われる。

### 第三節 教育条件の整備

#### 一 初等教育の変貌

**就学奨励と** 一九〇七（明治四十）年三月「小学校令」の改正により、義務教育の年限が四年から六年に延長された。これ  
**出席奨励** は、その後敗戦までつづいた六年制義務教育のもとになった。六年制に延長されるとともに教育に対する一般

民衆の期待が高くなり、広まり、それが定着し、さらに教育内容の高度化を求める面もあらわれてきた。

一九〇七年六月、本県においては、「学齡児童就学奨励規程」の制定、一九一〇（明治四十三）年には神奈川県訓令第一号により、教育上留意奮励すべき事項を示し、その中の最初に、「教育上最急務トスル所ハ義務教育ノ普及ニ在リ」そのため「地方ノ情況ニ応シ便宜ノ方法ニ依リ一層就学ノ督励ヲ周到ニシテ以テ皆就学ノ域ニ達セシメンコトヲ努ムヘシ」として就学の奨励を訓令した。本県の当時の就学率は全国の平均より少し低く、そのため特に就学上昇に意を注いだものと思われる。同時に就学の奨励と「児童ノ出席ヲ奨励スルハ是レ亦緊要ノ事」であるとして、出席の奨励にも意を注いだ。

明治末期から大正期にかけての就学率を示すと第四表のようになる。

県の就学・出席奨励を受けて、郡では各町村に実施すべき事項の規準を定めた。「学童保護義会準則」および「学齡児童就学及出席奨励法準則」がそれである。「学童保護義会準則」（中郡 明治四十三年三月各町村に通牒）によれば、貧窮児童を保護救助して義務教育を終了させることを目的として、小学校通学区内の篤志者で組織し、児童に対して、一筆・墨・紙等文具

第4表 学齡児童の就学率

年 度	全 国	本 県		
		計	男	女
1908年	97.80%	93.74%	95.57%	91.78%
09	98.10	95.65	97.08	94.08
10	98.14	97.19	97.89	96.43
11	98.20	97.12	98.14	97.06
12	98.23	98.39	98.76	97.98
13	98.16	98.58	98.94	98.19
14	98.26	98.86	99.04	98.66
15	98.47	98.13	98.47	97.75
16	98.61	98.61	98.92	98.28
17	98.73	98.91	99.07	98.73
18	98.86	98.62	98.89	98.34
19	98.92	98.74	98.95	98.52
20	99.03	98.95	99.11	98.78
21	99.17	99.09	99.22	98.95
22	99.30	99.17	99.26	99.06
23	99.23	99.13	99.21	99.05
24	99.40	99.23	99.27	99.19
25	99.43	99.36	99.39	99.34

『神奈川県統計書』から作成

上のものを第一等、就学率九八、出席率百分の九十五以上を第二等として町村に表彰状を授与するというものであった。

このようにして、県の訓令を受けて、各地方では就学奨励・出席奨励に努力した。この結果、本県では一九一六（大正五）年に全国と同じ就学率となった。

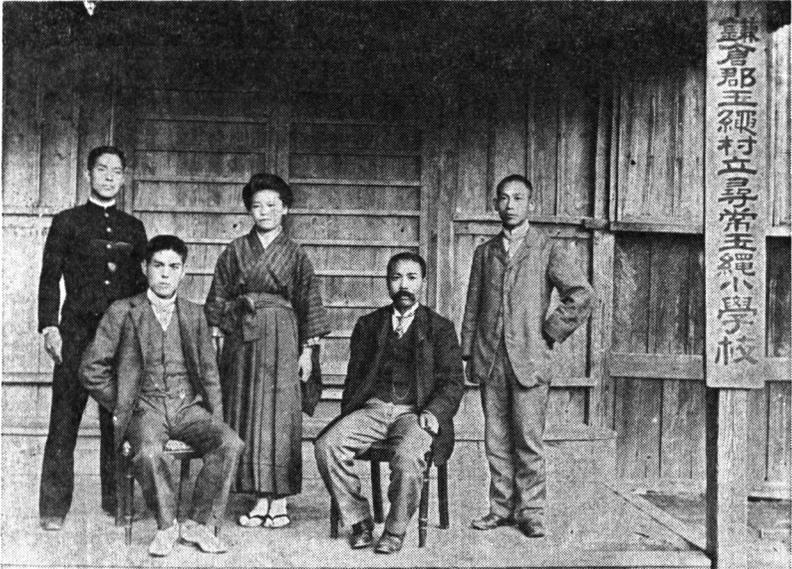
一方では一九一六年八月三日、「工場法施行令」「工場法施行規則」「工場法第二条第二項ニ依ル就学許可ニ関スル件」が公布され、地方長官によって施行細則が制定され、工場に働く児童に対する保護がはじまったことも見のがせない。

### 二部教授の増加

大正期は就学率九〇%以上と児童の出席奨励とはじまったが、一方では学齡児童が次第に増加する状況のもとで、校舎の新築・増設をさけ二部教授の実施が見られた。

の給与、二 硯・石盤・書籍・算盤・傘等の貸与、三 衣・食費の補助、などを定めたものであった。

「学齡児童就学及出席奨励法準則」は郡内の義務教育の完全普及を図るということで、学校において団体奨励と個人奨励を行うこととした。団体奨励は学年・学級ごとに毎月の出席率を調査し、優等な学年・学級に対して授賞した。個人奨励は毎月の出席良好な児童には賞詞を、一学年間出席良好な児童には賞状又は賞品を与えるというものであった。さらに、郡から就学率一〇〇%で、出席率百分の九十五以



鎌倉郡玉縄村立尋常玉縄小学校

鎌倉市教育委員会蔵

二部教授の実施については一九〇一（明治三十四）年の県令に、二部教授を行う場合の認可申請が定められ、一九〇三年、二部教授を行う学級及び学年、二部教授施行の必要な事由等認可条件を細かくし、一九〇九年にはさらに申請書に記載する事項について、前後二部の始業終業時刻、前後の交代方法、学級を担任する本科教員の定数についての事項を追加するなど、二部教授実施の場合、詳細な事項にわたって申請を行い、知事の認可を得て実施されることとなった。一九一三（大正二年）、小学校令施行規則（文部省令）の改正により従来の条件付を改めて、「土地ノ情況ニ依リ小学校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ児童ヲ前後二部ニ分チテ教授セルコトヲ得」（第三四条）とされた。これにともなうて、本県では同年七月二十九日、二部教授に関する認可申請は、二部教授を行う学級及び学年、二部教授施行の期間、二部教授の必要な事由のみの申請でよくなった。

本県における公立小学校の二部教授実施状況を見ると第五表のようになる。

この表で見ると一九一五年では児童数一万一千二百七十八名で、

第5表 二部教授実施の学校・学級・児童数

年 度	学 校		学級数	児 童	
	数	比率(%)		数	比率(%)
1912年	34	10.76	141	7,712	5.51
13	42	13.64	200	11,297	7.91
14	39	12.62	189	10,992	7.44
15	36	11.73	196	11,278	7.33
16	43	14.38	244	14,311	9.12
17	51	16.94	322	19,811	12.00
18	55	18.33	419	27,466	15.98
19	47	15.56	396	25,186	14.14
20	50	17.06	373	23,270	12.39
21	72	24.74	505	31,827	16.03
22	53	18.40	418	25,538	12.66
23	89	31.01	740	47,099	23.75
24	74	25.87	573	35,646	17.42
25	61	21.48	559	32,659	15.66
26	38	13.33	498	30,110	16.39
27	46	15.92	466	27,534	14.55
28	39	13.40	378	22,806	11.70
29	32	10.77	232	15,179	7.47
30	24	8.03	136	8,383	3.98
31	29	9.67	181	11,125	4.46
32	41	13.71	267	16,155	6.18
33	43	14.01	316	19,354	7.11
34	41	13.23	297	18,140	6.46
35	53	17.10	430	26,650	9.22

『神奈川県統計書』から作成

全体の七・三三割である。表には示さなかったが、このうち横浜市では八千二百七名が二部教授をうけており、全県下二部教授を受けていた児童数の約七二・八割となる。

一九二〇(大正九)年は横浜市一万一千九百五十六名で、五一・四割、一九二五年は横浜市二万三千五百八十三人で全体の七二・二割を占めていたことになる。二部教授を受けていた児童の多いのは横須賀市、橘樹郡、一九二五年の中郡などであ

った。それにしても、横浜市で二部教授を受けていた児童数の割合は著しく高かった。横浜市は地域の拡大と京浜工業地帯としての産業の発達、貿易の振興等で人口の著しい増加がその背景にあった。一九二〇年の六大都市における一学級の平均児童数は東京五十六人、大阪五十三人、神戸五十五人、名古屋五十七人、京都五十六人であったが横浜市は六十六人であった。このような状況の中で横浜市は、一九二二年小学校の増設・増改築計画を立てた。それが「拡張計画趣意書」である。

第6表 二部教授児童数

年 度	横浜市	横須賀市	川崎市
1927年	24,637	1031	0
28	20,614	0	0
29	13,200	829	0
30	7,664	0	0
31	9,406	1,641	0
32	13,766	989	0
33	18,240	1,036	0
34	17,386	0	0
35	20,469	301	4,661
36	7,482	12,568	7,296
37	18,546	975	6,960
38	19,823	2,513	7,841
39	25,333	3,944	8,646
40	27,867	5,321	10,174

『神奈川県統計書』から作成

建築費三百十五万四千二百七十三円等、計四百七十七万八千八百七十三円（『横浜市教育史』上巻）の予算案を作成した。しかし、一九二三年九月の関東大震災によりこの計画は自然消滅してしまった。その後も横浜市の二部教授はつづいた。

横浜市・川崎市・横須賀市の二部教授の児童数を示すと第六表のようになる。この表でわかるように、昭和年代に入っても二部教授はつづき、一九三五（昭和十）年には、川崎市も増加する傾向がうかがわれる。このように、都市部を中心としたいわゆる不平常教授がつづき、昭和三十年代まで二部教授はつづくことになる。大正時代に著しく増加した二部教授は、本県における産業の発達と人口の集中という大きな要素に歩調を合わせて長くつづいた。

### 臨時教育会議

就学率九八割、出席の奨励、二部教授の実施でむかえた大正期は、第一次世界大戦が教育上に大きな影響をおよぼした時代でもある。

政府は一九一七（大正六）年九月、社会情勢の変化に備えて学制改革を行うため、内閣直属の諮問機関（委員四十名以内）を

この計画によれば「本市の初等教育で改善すべき事項は二部教授の撤廃と、一学級数の減少である」とされた。しかし一学級数減少の実現はしばらく困難であるので、二部教授撤廃の計画のみがなされた。この時横浜市では二部教授の公立小学校数三十六校、学級数八百七十八のうち二部教授学級二百七十六、児童数一万七千三百八十二名に達していた。そこで、四か年計画で、一九二五年までに撤廃するとして立案された。敷地買収費七十五万八千八百九十円、地上物件移転費三十三万九千五百三十九円、地均工事費二十三万七千七百四十一円、校舎